

國民學校の音樂

江やつ林小 導訓校學民國屬附校學範師等高京東

初等科一年



1. ハホト
2. ハホト→ハヘイ→ハホト
3. ハホト→ロニト→ハホト

の三つの和音の指導を十分にする。

初等科二年



4. ハヘイ→ニヘイ
5. ハホト→ホトハ
6. ホトハ→ホトロ
7. ホトハ→トハホ
8. トハホ→イハホ

以上低學年の和音聽音の順序を述べて幼兒の教育の御參考迄にしたいと思ふ。

この度「國民學校の音樂」といふ標題で、國民學校の音樂が從來のまきのやうに變つたか、くわしくかくようになつたので從來の小學校に如何に違つてゐるかを考へてみたいと思ふ。

まづ小學校令施行規則第九條に國民學校令施行規則第十四條を比較してみよう。

「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其程度ヲ進メテ授クベシ、又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルベシ

規定されこの教則は昭和十六年四月、國民學校實施に到る迄そのまゝ使はれてゐたのである。

國民學校は「初等科」(六箇年)「高等科」(二箇年)であるが初等科の教科は次の四科である。

國民科(修身・國語・國史・地理)

理數科(算數・理科)

體鍊科(武道・體操)

藝能科(音樂・習字・圖畫・工作・家事・裁縫(女))

小學校の「唱歌科」が國民學校では「藝能科」の一科目として「藝能科音樂」になつた。教授時間數にも變更があつた。

一、藝能科音樂ノ目的

藝能科音樂ハ歌曲ヲ正シク歌唱シ音樂ヲ鑑賞スル能ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

二、藝能科音樂ノ教材

初等科ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ課シ、適宜輪唱及重音唱歌ヲ加ヘ且音樂ヲ鑑賞セシムベシ又器樂ノ指導ヲナス事ヲ得

歌唱ニ即シテ適宜樂曲ノ初歩ヲ授クベシ高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ

歌詞及樂曲ハ國民的ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性ノ涵養ニ資スルモノタルベシ

三、藝能科音樂ノ教授上ノ注意

(一)兒童ノ音樂的資質ヲ啓發シテ高雅ナル趣味ヲ涵養シ國民音樂創造ノ素地ヲラシムベシ

(二)發音及ヒ聽音ノ練習ヲ重ンジ自然ノ發聲ニヨル正シキ發音ヲナサシメ且音ノ高低強弱音量律動和音等ニ對シ鋭敏ナル聽覺ノ育生ニカムベシ

(三)祝祭日等ニ於ケル唱歌ニツキテハ周到ナル指導ヲナシ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニカムベシ

學校行事及團體的行動トノ關聯ニ留意スベシ

こある。如何に内容が豊富になつたかはこの二者の比較研究によつて御理解戴けるご思ふ。

藝能科音樂は國民學校の本旨に基いて、藝能科の要旨を念頭に於て、音樂科目の特色を發揮していかなければならぬ。すべての教科は我が國教育の全般に亘つて一貫した指導方針のみに、將來具體的に又實際的に、大きな効果を期待して、各教科及科目相互の關聯並に科目獨自の特色を發揮するのに必要な諸種の具體的問題に對して檢討を加へられてこの教則案が立てられたのであるから、この大目的を達成するためには、この大方針に基いて、兒童の進度過程を顧慮して、その程度に適合するやうに慎重に企畫され、眞面目に又眞剣に身を以て兒童に臨むだけの用意と心構へがなければならぬ。從來の唱歌科の心構へはかなり違つた感じがする。この様にして初めて音樂科目は單に末梢的技術の修練に終ることなく、我が皇國民としての深い教養を得させることになるのである。

祝祭日やその他國家的行事に用られる歌曲については適切な指導をして敬虔の念を養ふやうに、又愛國の精神を昂揚するやうに力めなければならぬ。

音樂は學校行事や團體的行動に關聯する面が特に廣いことにご注意を留め、是等を總て教育施設の中に組織化して教育全般の實績を擧げるやうに力めなければならぬ。

重要な基礎練習として發音、聽音を擧げた。即ち發音及聽音の練習を重んじ、前者は無理のない自然の發聲によつて正しい發音をさせるやうに、又後者は音の高低・強弱・音量・律動・和音等に對し鋭敏な聽覺の育成に力めるのである。

以上は施行規則の比較の大體であるが、從來特に異つた點について考へてみる。

まづ時間數は次の通りである。

初等科

- 第一學年……體鍊科の體操を合せて一週五時間
 - 第二學年……同 六時間
 - 第三學年以上六學年迄……一週 二時間
- 高等科
- 第一・第二學年……一週 一時間

(但し一時間の授業は四十分)

第一及第二學年の體鍊科を合せての五時間、六時間は如何に之を割りあてるかといふことは實際家の大きななやみであるが、低學年に於ては音樂と體鍊とは不可分の關係にあるので、割けようとする考へ方がすでにあやまりである。初等科第一學年に於ては音樂が五時間體鍊が五時間と考へてよいのでその時間を「音體」か「體音」かどちらを主とした指導にするかはその指導者の考へによつて、十分に効果が

あげられるものであると信ずる。専科のある學校ではさうしても分けて指導しなくてはならないので、音樂を主とした授業として私の學校では低學年二時間づつを指導することになつてゐる。低學年に於て不可分のこの藝能科音樂と體鍊とは幼時の教育にはもつこく不可分であるべき筈である。歌ひ出せば手足を動かして體全體で歌ふ彼等は、全體が音樂であり、又全體が體鍊であると思ふ。

次に國民學校は音名視唱になつたことである。從來のドレミ唱法からイロハの音名唱法になつたことについてはいろいろ今尙論ぜられてゐるが、とにかく國民學校では

- 一、一音一音名とするこゝ
- 二、音名にはイロハニホヘトを用ひること
- 三、全學年を通じて音名唱法を採用し、初等科四學年より階名唱法ドレミを併用し得ること。

四、音名に嬰音の附されたる場合、唱謠に不便なる時、又は速度の早き音符を歌ふ場合には嬰音の文字を省略して幹音名によつて唱謠せしむること

となつた。これ迄小學校に於ては殆ど大部分は階名唱法を用ひドレミを使用し、調の變るごゝにドレミの位置を變へてゐたのであるが、この方法は音高の記憶さといふ點からは不適當である。ある一つの音がいくつかの名前によつて呼ばれるごゝは結局個定した名稱を捕捉するごゝが困難にな

り、兒童の頭を混亂させる。そこで一音一音名を、これによつて決定的な高さを記憶させようといふのである。尙イロハは我が國では五十年來使用して來たものである。

音高の記憶は若い内の方が最も良好の結果を生ずるので、國民學校では初等科一年より三年頃迄の間に於て充分にこれを訓練することが必要である。四年以上も訓練することは勿論である。

次に和音の識別練習であるが、旋律・律動と共に音樂の最も重要な要素であるが、和音の訓練は音高の記憶も大きな關聯をもつてゐる。即ち音高の記憶の養成は和音訓練によつて導かれるところが非常に多い。

鋭敏な聽覺の育成は以上の外に鑑賞教育も器樂の教育も大なる關係をもつてゐる。

聽覺訓練は國防産業との關係上特にその重大性を帯びて來たので國民學校に於ても明らかに明示されるに至つたのである。

聽覺訓練の方法として大體次の様に區別することが出来る。

- 一、音高の記憶
- 二、律動の知覺
- 三、音色の認識
- 四、強弱の判別
- 五、和音の識別

以上の中從來の音樂教育に於ては、第一の音高の記憶、第五の和音の識別に不十分の點が多かつたので將來この點が特に訓練を重要視されてゐる。

次に和音訓練の範圍を大體の訓練方針を御參考迄に述べ

る。

- 1、初等科第三學年迄にハ長調に屬する各三和音ワ屬七ワの和音を訓練する。

- 2、初等科一學年の第一學期に五線譜の音名讀を指導し同時に和音聽音訓練を行ひ、第二學期頃から、五線譜を結合して和音訓練を行ふ。

- 3、教科書は初等科三年迄、ハ長調、ト長調、ヘ長調に屬する調號のもののみが現れるが、そのト長調、ヘ長調のものも派生音を使はず幹音のみものを中心とする。是等十分連絡をまつて和音訓練が出来る。
- 4、和音訓練は「聽くこと」「認識すること」「記憶すること」等の所謂知的取扱の他に「味はふこと」の指導が重要である。

- 5、基礎練習は一時限の中大體十分迄を限度とする。
- 6、和音訓練は次の様な範圍を方針によつて行ふ。

聽音↓五線譜との結合↓音高記憶。
和音の認識↓記憶。

單音抽出唱……………和音中の一音を抽出して歌ふ。

分散和音唱……………分散和音として歌ふ。

和音合唱……………二部、三部(四部)

- 7、初等科四年でト長調、ヘ長調、五年でニ長調、六年で變ロ長調に屬する和音訓練を歌曲の視唱を聯關して行ふ。(それ等の轉回和音も適宜訓練する)